

## 機械を労働者に使用させる事業者の実施事項

### 機械を労働者に使用させる事業者の実施事項

#### (1) リスクアセスメントの実施

機械を労働者に使用させる事業者は、機械の製造等を行う者から提供された使用上の情報、機械設備のレイアウト、作業手順書など、関係する情報を入手のうえ、それらを活用しリスクアセスメントを実施する。

#### (2) 保護方策の検討および実施

(1)のリスクアセスメントの結果および使用上の情報に基づき、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、リスクが適切に低減されていない場合は、本質的安全設計方策⇒安全防護、付加保護方策⇒作業手順の整備、教育の実施、個人用保護具の使用の順で保護方策を検討し、適切なリスクの低減を達成する。

本質的安全設計方策、安全防護、付加保護方策については、機械の製造等を行う者の実施事項と同様の内容で検討し、リスクが適切に低減されたことを確認する。これらを実施した後に存在する残留リスクについては、作業手順の整備、教育訓練の実施などの管理的対策を行うことによって残留リスクの内容を確実に作業員へ伝えることが重要であり、必要に応じて個人用保護具を使用させる。

リスクアセスメントを実施するうえで、必要な情報が機械の製造等を行う者から提供されていない場合には、その情報を提供するよう依頼することも重要である。また、機械の使用人は、製造等を行う者においてリスクアセスメントに基づく付加保護方策に配慮した機械を採用するようにし、必要に応じて注文時の条件にこれらを含める。